

■請願書名

郵政三事業の利便性の確保を求める請願書

■請願者

大木郵便局長 山口 浩

大莞郵便局長 松永 浩

大溝郵便局長 野口 克和

■紹介議員

徳永 豊

■要旨

平成19年10月から郵政民営化が実施され四つの会社に分社化されたが、民営化に先立ち、多くの地域の郵便局は配達センターと無集配局への再編や人員の削減が行われたため一部地域に郵便物の遅れが出ており、更に、簡易郵便局の一部閉鎖や貯金・保険業務の廃止が相次いでいる。

また、民営化後は、他の物流会社との業務提携や住宅ローン・クレジットカード事業への新規参入など業務を拡大する一方、病院や市町村機関、大学内等に設置された利用回数の少ないATMの撤去、不採算部門の縮小・廃止が行われ、一部利便性の低下が指摘されている。



郵便事業は全国一律のサービスを維持することが郵政民営化に関する法律に明記されているが、金融・保険事業については、長期代理店契約や基金による一定の担保はあるものの、代理店契約の継続の補償がないことや基金による赤字の補填にも限度があることから、収益性の低い過疎地・山間地の郵便局のサービスがこのまま存続するのか危ぶむ声が聞かれている。

よって、国においては、郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すとともに、地域の実情を踏まえて運営されるよう強く要望する。

この請願書は総務常任委員会に付託され、次のとおり審査報告されました。

郵政民営化が、平成19年10月より実施されたが、そのひずみが出てきているようである。

郵政事業は全国どこでも一律のサービスが行われることは当然のことであり、特に収益性の低い過疎地、山間地の郵便局のサービスがこのまま存続できるのか危ぶまれている。

特に、国においては、国民の利便に支障が生じないよう万全を期すべきであり、地域の実情を踏まえて郵政事業を運営されるようお願いするものである。

以上の理由で、この請願書は委員会において採択され、本会議においても採択となりました。

■意見書名

郵政三事業の利便性の確保に関する意見書

■提出議員

井上 譲

■賛成議員

田中和美、松枝恒男、中島征行

この意見書を採択し、内閣総理大臣をはじめ、各関係機関に送付しました。